



# NPO HELP PAPER

## 【市民活動のヒント】

### Vol.2: 活動団体を法人にすべき？

活動団体をNPO法人にすると、どんなメリットや義務がある？どうすればNPO法人にできるの？

それぞれの活動に即したカタチを選びましょう！

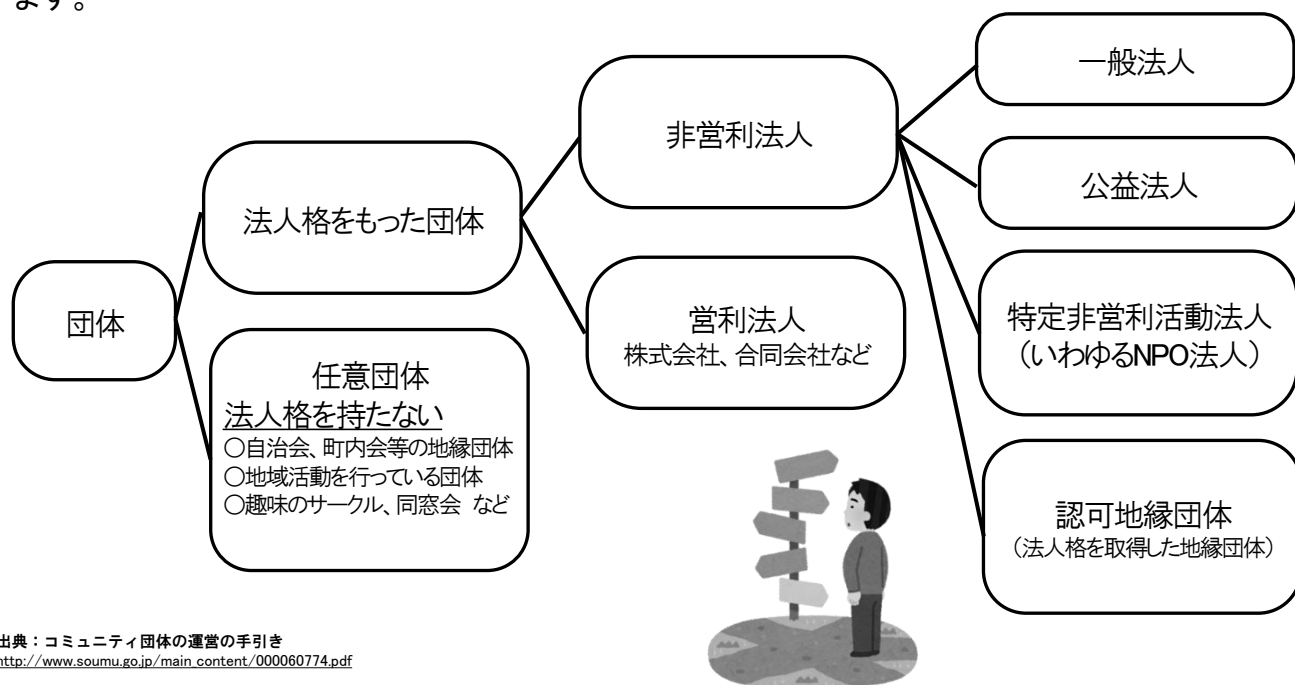
<発行協力:(公財)ふじのくに未来財団>

#### ●NPO法人にすべき？●

法人化するか否かの判断においては、団体が法人格を必要かどうか検討する必要があります。社会的な課題を解決しようとする場合、志だけでは十分とはいえず、志を具現化するための仕組みや資金が必要になります。法人としての権利を得るということは、当然義務も生じてきます。あまり制約のない「任意団体」から法人化する場合は法人化の必要性、法人の種類を十分検討してください。

#### ●NPOとその他法人などの分類●

認定・特例認定NPO法人とは、一定の基準に適合すると認定されたNPO法人です。活動や組織運営が適正におこなわれているか、広く一般から支持を受けているか適切な情報公開が行われているかが問われます。2012年NPO法改正で所轄庁が認定をするようになり、認定NPO法人とほぼ同等の資格が持てる「特例認定NPO法人」の制度も始まりました。また、2008年公益法人制度改革に関する法律が施行され、「一般社団法人」「一般財団法人」が設立できるようになりました。その中で、公益性を認められた団体だけを「公益社団法人」「公益財団法人」として税制上の優遇措置等が講じられます。「一般社団法人の非営利型」はNPO法人と近い組織形態となります。



出典：コミュニティ団体の運営の手引き  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000060774.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000060774.pdf)

編集  
発行

島田市市民活動センター  
(市民活動支援業務：NPO法人クロスメディアしまだ)

島田市本通三丁目6-1 (島田市地域交流センター「歩歩路」内)  
0547-33-1550

市民活動センターでは会議室などの施設利用に加えて、市民活動団体やこれから活動を始めようとする皆様を支援の場です。

【開館】年中無休  
※年末年始(12月29日～1月3日)を除く  
【時間】9:00～22:00  
※市民活動センター利用21:30まで

【相談受付】  
原則週3日(月・水・金)  
10:00～15:00  
※相談希望の日時はお気軽にお問合せ下さい。

## ●NPO法人の要件は？●

①特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること②営利を目的としないこと③会員の資格の得喪に関して、不当な条件をつけないこと④役員のうち、報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと⑥特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと⑦暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと⑧10人以上の会員を有するものであること

以上がNPO法人の要件となります。どのような非営利活動を行うかが決まっており、最低10人の会員(賛同者)が必要となります。役員は理事が3人以上、監事が1人以上必要です。これらをクリアすれば、特別な資格や実務経験も必要ありません。

## ●NPO法人の義務は？●

NPO法人にすることによる義務も生じます。定款に沿った運営が求められますとともに、NPO法では、毎年1回以上総会を開くこと、適正に会計処理を行い、貸借対照表、活動報告書等を作成し所轄庁へ事業年度終了後3か月1週間以内に所轄庁(島田市の場合は静岡県)へ提出するとともに、事務所に備え置き情報公開を徹底する必要があります。

また法務局へ必要事項の登記、登記変更(2年毎の役員変更・再任は2週間以内、資産変更は事業年度終了後2カ月以内(平成30年10月1日からは不要になり、貸借対照表の公告義務が開始)、認証が必要な事項は認証書等直後2週間以内)は期日内に行う必要があります。加えて税務署、県財務事務所への申告等の諸手続き、職員を雇用した場合は源泉徴収のほか社会保険、労働保険等への加入は一般の会社と同様の義務が課せられます。それに伴う規約等の整備も必要になります。

### ■設立を決めたら…

NPO法人の設立には時間を必要とします。所轄庁への申請後、1ヶ月間の縦覧を経た上で書面審査を行います。静岡県では、設立認証申請を月単位でとりまとめ審査を行っており、書類に不備があった場合は、受理が翌月になることもあります。設立は準備をはじめて半年くらい先とみておいたほうがいいでしょう。

### ■財源はどう確保するの？

収益事業という考えは、あくまで税制上の区分になります。非営利事業をしても、それが税制上の収益事業の34種類であれば収益事業として課税されます。例えば、委託事業は収益事業の請負事業です。ただ、実費弁償としての契約であれば非課税になるわけです。

NPO法人は多様な財源(会費、寄付金、助成金、事業収入等)を確保して経営する必要があります。また、非営利活動以外に「その他の事業」(収益事業)の実施も定款で定めることが可能です。「その他の事業」(収益事業)で得た収益は全額本来のNPOの事業のほうに充てなければなりませんし、支出額は総支出額の2分の1以下であることが必要です。

### ■税金を払うの？

法人の存在そのものに課税される税金として、法人県民税均等割と法人市町村民税均等割があります。静岡県ではNPO法の趣旨等から税法上の収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税均等割を減免しており、県内すべての市町においても法人市町村民税均等割の減免を行っています(減免申請は忘れずに)。

税法上の収益事業(法人税法に定める34業種)を事業場を設けて継続して行う場合は、法人税の課税対象となり、税務署等への申告・納付等の義務が発生します。NPO法上の特定非営利活動は全部非課税だと誤解している方が多いですが、税法上の収益事業に該当すれば課税されるということです。ぜひ税務署にお問い合わせください。これ以外には、消費税、印紙税、固定資産税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税などがありますが、これらは個人でも支払うことのある一般的なものですね。

	人格のない社団等 (任意グループ)	NPO法人	一般社団法人	事業協同組合
目的	共同の目的達成	公益・社会益の増進 (非営利目的)	社員の活動支援 (業界の改善・育成)	組合員の経営の近代化・合理化 経済活動の機会の確保
事業	共同事業	保険・医療、国際協力など法に定めた 20の事業	共益的事业	組合員の事業を支援する協同経済事業
設立要件	①団体としての組織 ②多数決の原則 ③団体そのものが存続 ④代表、総会、財産等の主な点が確定	10人以上の会員	2人以上の社員	4人以上の事業者が 参加すること
課税	収益事業は 法人税・住民税	原則非課税 (収益事業は課税)	法人税・市県民税	法人税・住民税
根拠法	法人税法	特定非営利活動 促進法	一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律	中小企業等 協同組合法